

## 政令指定都市問題研究会 さいたま市視察結果概要について

### 1. 日時

平成 19 年 11 月 27 日（月） 13:30～16:00

### 2. 出席者

さいたま市側： 政策局政策企画部企画調整課 矢作課長ほか 3 名  
研究会側： 委員 中島松戸市総務企画本部長、川尻鎌ヶ谷市市町公室参事、石黒柏市企画部長  
担当者 6 市の企画担当課員 計 11 名

### 3. 受領資料

冊子「政令指定都市へのあゆみ」、さいたま市ガイドマップ、さいたま市市勢要覧、浦和市・大宮市・与野市合併協議会「新市建設計画」、参考資料（さいたま市発足から政令指定都市移行までの経緯、政令指定都市準備経過、指定都市移行のため新規採用した職種等、政令指定都市における行政区について）

### 4. 事前連絡を行った質問事項に対する回答

#### ■政令指定都市移行までの経緯

- ・過去 7 回にわたり、浦和市・大宮市の合併話があった。
- ・8 度目の協議で合併に至った主な要因は、「政令指定都市移行を目指す」「(3 市に跨る)さいたま新都心への国機関等の移転が決定」「少子高齢化などへの対応」の 3 点であった。
- ・各市議会、地元経済界、市民からも政令指定都市移行への機運が高まっていた（千葉市、横浜市などへのライバル意識等もあった）。
- ・また、県が、3 市+上尾市、伊奈町の範囲での広域的なまちづくりを推進していた。
- ・各市議会が熱心であったことが、大きな要因と言える。

#### ■新市建設計画・市の将来像

##### ○合併に伴う新市のビジョンの策定経過等

- ・各市の職員で構成する分科会や、市民・学識経験者で構成する委員会での議論を踏まえて策定した。素案の段階で、各市全戸に素案を配布し、意見聴取を行った。

##### ○合併、政令指定都市移行により実施した新規の建設事業等

- ・区役所については、10 区中、6 区の庁舎を新規に建設（あるいは建設予定）した。

- ・その他、消防署の一部、保健所機能と研究機能を持つ複合施設、火葬場などの新規建設を行った（予定含む）。

## ■組織・移譲事務

### ○職員削減計画について

- ・現行定数内で、合併による効率化及びマイナスシーリングによる削減、再配置などを進めた。なお、平成18年2月には行革に係る数値目標を立てている。

### ○権限移譲に伴う専門職員の配置について。及び県職員の市への派遣等の状況について

- ・政令指定都市移行のために新規採用（H13.9～H15.4）した職種は、獣医師17名、薬剤師11名など、保健所、児童相談所、こころの健康センター、環境部門などに配置した計67名となっている。
- ・政令指定都市移行に伴い、国・県から割愛及び派遣された職員数は、割愛33名（うち26名が保健所関連で埼玉県から割愛された職員）、派遣36名（土木、事務、薬剤師など全て埼玉県から）となっている。
- ・なお、市から県へ派遣した職員については、保健所、児童相談所関連を中心に、のべ98名となっている。

### ○政令指定都市移行後の支所・出張所での取り扱い業務

- ・特に変化はない。
- ・区役所から半径1km圏内の支所（8カ所）については、区役所に至近であることから廃止した。なお、各種証明書交付については郵便局に委託し、住民の利便性の向上を図った。

## ■行政区

### ○大区役所制、小区役所制の考え方について

- ・各区役所において、コミュニティ課、保健センター等を設置し、土木関連の事務も一部行っているため、区で多くの事務を行う「大区役所制」に該当すると認識している。

### ○旧市に対する立案権限等の残置について

- ・行っていない。

### ○行政区の区割りの考え方や、市民からの反応など

- ・行政区については「人口10～20万人で1区」という方針を示し、市民にも妥当なものとして受け入れられた。従って、旧市域が分割されることとなった浦和市・大宮市からも、ほぼ旧市域のままとなった与野市（及び後に合併した岩槻市）からも、特に不満等の意見はなかった。また、それに伴うデメリット等も特にない。
- ・現時点では、地方自治法に基づく地域自治区の設置等は検討していない。

### ○各行政区ごとの特色ある予算について

- ・区民まちづくり推進費を、各区ごとに約1億円（単年度）分を設けている。

### ○旧市役所で行っていた窓口業務は現在の区役所で全て対応可能か

- ・窓口業務に関しては、対応可能である。また、各区同一サービスを実施している。なお、浦和区・大宮区にのみ、地域経済課を設置している。

## ■財政

### ○政令市指定都市移行に伴い移譲される権限、財源

- ・移譲事務については、法令移譲事務 322 事務、県単移譲事務 142 事務である。また、財政規模については、単年度で 262 億円の増となった。
- ・県との事前協議においては、県単事業の市への移譲が県から求められるため、県との話し合いが重要である。

### ○道路特定財源の移譲について

- ・市道の維持管理に充当できる経費が潤沢になったという認識はない。国県道に係る事務移譲による経費は、見込みよりやや多く要しているという印象を持っている。

### ○政令指定都市移行に伴う移譲財源は、移譲事務に要する経費と見合ったものであったか

- ・市として検証は行っていない。
- ・移行した平成 15 年度の単年度予算ベースでは、歳入歳出の差引を見ると、47 億円の歳入超過であった。

### ○臨時的財政需要について

- ・合併特例債に伴う事業を実施し、区役所整備などを行っている。
- ・合併特例債の活用が可能であることは、大きなプラス効果であった。
- ・なお、旧 3 市は普通交付税の不交付団体であり、合併算定替の効果として、平成 18 年度は旧岩槻市分の交付税が交付されている状況にある。

### ○政令指定都市移行に伴う財政効果の見込みと実績、及び行革効果

- ・市として検証は行っていない。
- ・なお、指定都市市長会の認識としては、「県からの税財源の移譲が不十分である」との認識である。これは、旧五大市をはじめとして、先行の政令指定都市と道府県との関係も影響しているであろう。さいたま市の場合は、埼玉県と「仲が良い」状態である。

### ○県の負債のうち政令指定都市移行に伴って市が引き継いだもの

- ・移行した平成 15 年度の単年度予算ベースで 6 億円の償還金を県から引き継いだ。
- ・引き継いだのは、国県道等に係る県債償還金である。県との協議により、「県が平成 8 年度以降発行した臨時地方道整備事業債（一般分）の元利償還金について、交付税措置額を除いた 70%程度を市の負担とし、具体的な年度別の負担額については別途協議する」と定めた。

## ■政令指定都市移行に関連する市民、議会への対応

### ○合併後の市民意識調査について

- ・合併、政令指定都市移行について直接的に問う意識調査は実施していない
- ・政令指定都市移行後の平成 15 年 10 月に実施した、来庁者、職員に対するアンケートでは、さいたま市のことを「好き」とする市民が 86%、職員が 75%程度となっている。
- ・市民からは、区役所ができたことにより窓口サービスが便利になった、との声がある。

### ○議会の協力体制等について

- ・合併の経緯として、議会が積極的に合併、政令指定都市移行を推進していた、という背景があり、合併後の政令指定都市移行にあたっては、後押しがあった。合併後初の臨時議会でも政令指定都市移行を扱う特別委員会も設置された。

## ■その他

### ○政令指定都市移行による人口増、産業集積などの効果

- ・人口は増加傾向にある。
- ・平成 17 年度に企業誘致を専門に扱うセクションを設置し、「3 年間で 30 社」を目標に企業誘致を進めている。これまでに大手メーカーをはじめ十数社の進出が決定している。
- ・現在の市の税収は、個人市民税が高いウエイトを占めており、今度、団塊の世代の退職が進むことに伴う税収減に危機感を持っている。市内には工業団地がないため、本社機能の誘致を中心に、補助制度も設けて企業誘致を推進している。

### ○合併に際しての事務事業調整の基本方針など

- ・約 4700 事務について、負担公平の原則などに立ち、合併と同時に一本化するものと、合併後に検討するものに仕分け、膨大な会議（のべ 5000 回）を経て調整を行った。
- ・なお、電算システムの統合は、特に大変であった。区役所開設の際も、電算システムの順調な稼働が特に課題であった。

### ○政令指定都市として国に要望している項目

- ・指定都市市長会に加わっており、会としての要望・提言等を毎年行っている。特に、大都市制度に見合った税財源の充実にに向けた要望を行っている。
- ・市単独としても、毎年 7 月に要望を提案している。

### ○各庁舎の空きスペースについて

- ・基本的に空きスペースはない。なお、大宮区には社団法人さいたま観光コンベンションビューローが新たに入居している。

## 5. 質疑応答

「合併から 2 年で政令指定都市へ移行した理由」「区長の権限の状況」などについて、質疑応答を行った。